

丹波篠山市文化財保存活用地域計画（案）に関するパブリックコメントの概要と回答

[募集期間] 令和3年2月1日（月）～3月2日（火）

[提出人数] 4人

[提出件数] 34件

No.	章	頁	行・見出等	意見の概要	市の考え方	対応	対応の内容
1	全般			市内には古民家や寺院、民家等歴史ある建築物が数多くあるが、所有者の事情等で修繕や管理が行き届いていないものがあり、寄附や補助金等で修理できないか。	事業21「歴史資産」の修理等の財源確保の仕組みづくり」のなかで、古民家や寺院など歴史ある建築物についても修理などを対象とするよう検討していきます。	原案のとおりとするが、意見参考に参考に取り組む。	
2	全般			文化財の保存は市民の理解と協力が必要であるため、文化財への関心を高めることが重要である。歴史美術館は空調が整っておらず、来館者が快適に見学できる環境とすべきである。	歴史文化施設は指定文化財等の歴史的建造物を活用した施設であるため、空調設備の整備が難しい面がありますが、運用面で快適に見学できる方策を今後検討します。	原案のとおりとするが、意見参考に参考に取り組む。	
3	序章	2	下から12行	「まちづくりに活用される歴史文化のテーマの偏りや、地区ごとの歴史文化の活用状況の偏り」のどこに問題があるのか説明がない。本市の多様な豊かな歴史文化を構成しているのは、まさにその偏りではないか。	本市の多様な歴史文化は市内の地区ごとに特徴があり、それらが関連し合いながら成り立っているものと認識しています。現在は市民の関心があまり向けられていない「歴史資産」についても、今後様々な取組に活用されることで着実な継承を目指すことを地域計画の目標としています。	原案のとおりとする。	
4	序章	7	図序-2	図序-2 概念図で文化的景観の例とされている工業や林業は産業であって文化ではない。農村集落や陶芸集落とするべきではないか。現に、文化庁が文化財保護法で重要文化的景観として例示するのは可視的な対象である。また、篠山の場合、鉱業や条里景観は保存活用の対象として例示するほど顕著な存在なのか。	図序-2は文化財保護法で示される文化財の類型を具体的に示すために作成したものです。当該図の文化的景観は、「地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの」と文化財保護法第2条第1項第5号に規定されています。林業・鉱業は生業がつくりだす景観を意味して図示しています。また、条里景観は古代の条里を彷彿させる農業景観との認識をしています。しかしながら、例示として分かりにくいというご指摘に沿って、文章表現を再考します。	意見を参考にし、修正する。	図序-2 <ul style="list-style-type: none"> ・ 農業→農業集落 ・ 林業→林業景観 ・ 鉱業→鉱山の景観 ・ (追加) →丹波焼の生産集落

No.	章	頁	行・見出等	意見の概要	市の考え方	対応	対応の内容
5	1章	9	【自然的・地理的環境】	内陸盆地の特徴は気温の日較差と年較差双方が大きいことである。また、霧の発生は秋から冬にかけてで、年間ではない。	本市の気候の大きな特徴として気温の年較差が大きいことを挙げております。より詳しく特徴を示すため、文章表現を再考します。	意見を参考にし、修正する。	【自然的・地理的環境】 ・「気温の年較差が大きく」→「気温の日較差と年較差が大きく」 ・「霧の発生が多い」→「秋から冬にかけて霧の発生が多い」
6	1章	9	【社会的状況】	産業3区分別人口を記述するときは、産業発展段階に即して第1次産業から示すのが普通ではないか。また日、数値に誤りがある。「丹波篠山ブランドを生かした観光が盛んである」という記述にはエビデンスがなく、観光客数は増加傾向にあるというのも事実ではない。	産業別就業者の割合は、割合の高いものから順に示しておりますが、第3次産業の数値に誤りがあり修正いたします。また、観光客数の推移について文章表現を再考します。	誤りを修正する。意見を参考に修正する。	【社会的状況】 ・「28.2%」→「68.2%」 ・「“丹波篠山ブランド”を活かした観光が盛んであり、観光客数は増加傾向にある」→「“丹波篠山ブランド”を活かした観光振興を図っており、観光客数は年間約240万人前後を推移している」
7	1章	9	【歴史的背景】	荘園領域が現在の集落の形態に受け継がれているというのは、それほど意味がない。なお篠山藩の石高が6万石になったのは幕末である。江戸期の丹波は京丹波を含むので、丹波地方の拠点として繁栄を極めたというのは誤解ではないか。近代以降も、この地方は大阪近傍で唯一私鉄資本による開発が行われず、大規模な都市化に取り残された。歴史的背景には古代から交通の要衝であったこと、さらに京文化の影響や山国として近代化に遅れたことを指摘だけで十分ではないか。	本市の荘園領域については、東寺領大山荘などが古文書などで確認されており、その領域は武士の支配や惣村の成立による村落社会の形成、篠山藩による農民支配、近代行政区分としての村の領域など、中世、近世、近代を経て現在の農村集落の形態に受け継がれていると考えております。当該頁の記述は第1章の要約部分ですので、一部文章表現を再考します。	意見を参考にし、修正する。	【歴史的背景】 ・「形態に受け継がれている。」の後に追記。「また、市域は古代から交通の要衝として多くの人や文化が行き交う地であった。」 ・「「篠山城」6万石の城下町として」→「「篠山城」を中心とした城下町として」 ・「歩兵70連隊が設置され、軍都となった時代を経て、」→「圃場整備や貯水池の整備等が進められ、」
8	1章	14	10行	(1)地形 「中世から戦国時代にかけて」とあるが、戦国時代も中世では？	戦国時代は中世～近世にまたがる時代と認識しております。	原案のとおりとする。	

No.	章	頁	行・見出等	意見の概要	市の考え方	対応	対応の内容
9	1章	14	下から5行	「程良い」と感じる人もいるし、狭小な篠山盆地を息苦しいと感じる人もいる。程良いというのは主観的すぎないか。	「程良い」というのは空間スケールについて、狭すぎず、広すぎず、いわば、篠山盆地の「ヒューマンスケール」について、外来語を用いず、説明したのですが、文章表現を再考します。	意見を参考にし、修正する。	・「目視される程良いスケールの空間」→「目視される景観」
10	1章	14	下から2行	篠山盆地には扇状地や河岸段丘などの緩斜面がほとんどなく、農地が急崖に接しているため、里山的な風景が乏しい。水田率が90以上に達し、野菜など畑作があまり発達しなかった。味間は例外である。	本市では、集落や農地が扇状地や河岸段丘などにつくられており、このことが本市の美しい景観をつくりだしていると捉えており、水田と背後の樹林地、樹林地を背に立地する集落が一体となって里山的景観を形成していると認識しております。	原案のとおりとする。	
11	1章	17	1-1-4 気候	日較差と降雪に触れるべきではないか。	気温の日較差が大きいことと降雪も本市の気候的特徴ですので、追記します。	意見を参考にし、修正する。	<ul style="list-style-type: none"> ・「気温の年較差が大きく」→「気温の日較差と年較差が大きく」 ・「霧の発生が多い」→「秋から冬にかけて霧の発生が多い」 ・「1, 511mm（後川）であった。」の後に追記。「なお、例年12月初旬から3月初旬にかけて降雪が観測されている。」
12	1章	24	1-2-2 産業	「主要幹線沿道においても大規模店舗をはじめとする商業施設の立地がみられはじめ」とあるが、すでに大型店は飽和状態である。	現在の状況に即して文章表現を再考します。	意見を参考にし、修正する。	・「商業施設の立地がみられはじめ、本市における商業は様変わりしつつある。」→「商業施設が立地している。」
13	1章	25	3行	マツタケの減少は全国的な現象で、山林の富栄養化が根本原因ではないか。	マツタケの減少は全国的な現象であることは認識しておりますが、本市では「松くい虫」の被害により、アカマツ林そのものが減少して、マツタケが減産傾向にあると捉えています。	原案のとおりとする。	

No.	章	頁	行・見出等	意見の概要	市の考え方	対応	対応の内容
14	1章	25	(3)工業	工場誘致条例の制定が工場増加の原因であるという主張は根拠が乏しい。地価高騰と過密の弊害によって阪神間から生産機能がはみ出したとみるべきでしょう。また酒造工場はすでに多くが撤退したし、丹波杜氏の話は別の話ではないか。	本市では、昭和40年代以前の工場立地の増加は、工場誘致条例による効果であったと認識しております。酒造工場の多くが既に撤退した点について追記します。	意見を参考にし、修正する。	・「広く知られている。」→「広く知られてきたが、現在までに多くの工場が撤退している。」
15	1章	25	図1-14	出荷額を用いているが、地域経済を論じる場合は付加価値額を用いなければ意味がない。篠山市統計書は時代遅れで、産業中分類別市町別付加価値額は県が公表している。なお市内化学工業（医薬品製造業）は輸入製品の流通加工が主である。	本市の統計書は、現状、出荷額を基準としているため、この図としています。また、「化学工業」は統計書の用語として使用しています。	原案のとおりとする。	
16	1章	26	(4)観光	本市は京阪神3都の日帰り圏に含まれると書けば細かな説明は不要ではないか。	ここでは「歴史資産」を活かしたまちづくりの効果が観光振興に寄与していることを説明しています。	原案のとおりとする。	
17	1章	27	表1-9	公民館や図書館をあげてチルドレンミュージアムが抜けているのは理解できない。	ここでは、主な歴史文化施設として位置付けている施設を一覧にしています。チルドレンミュージアムは子どもの育成を主目的とする施設ではありますが、歴史文化を体験できる取り組みも進めているため、追記します。	意見を参考にし、修正する。	表1-9、図1-16 ・チルドレンミュージアムを追加
18	1章	30	1-3-1 先史・古代	奈良時代末期まで前期山陰道が伊丹・宝塚・三田を経て武庫川沿いに篠山盆地に入ったことは多くの専門家が認めるところで、平安遷都前がいい。後に設定された後期山陰道だけを紹介するのは間違いではないか。また、東寺領大山荘は膨大な史料の分析を通じた研究により日本でもっとも有名な荘園であり、歴史文化資産としてもっと大きく紹介する価値がある。	前期山陰道については、本市では、そのルートも解明されていないため、後期山陰道のみ記載しております。また、当該頁は、本市における歴史的背景を簡潔に取りまとめた部分であるため、東寺領大山荘を大きく紹介することは適切ではないと考えています。	原案のとおりとする。	
19	1章	32	8行	京街道が引き込まれというのは思い違い。町建ては行われたが市街化は遅れ、武家地を取り囲むように外周に道路が建設された。城下町を貫いたのではない。旧篠山町域は、江戸時代の説明には不適當ではないか。町場と村方の違いを説明しないと混乱する。町方は現在の地名でも町を名乗り、春日神社の祭礼においても山車や神輿で奉仕する。	本市における京街道は、城下町として進展するなかで建設されたことを「引き込まれた」と表現しております。また、街道沿いの町人地が現在の伝統的建造物群保存地区の街並みにつながっていると考えています。	原案のとおりとする。	

No.	章	頁	行・見出等	意見の概要	市の考え方	対応	対応の内容
20	2章	45	(5)その他の建築物	近代建築物の紹介が少なすぎる。篠山裁判所は陪審制度を物語る全国唯一の建物であり、しかも保存のために配置を90度変えたという篠山の先覚的試みを伝える歴史遺産ではないか。また移築物とはいえお菓子の里の旧四本邸は大正モダニズムを代表する名建築である。さらに旧篠山連隊のレンガ造兵舎も貴重である。	本市には近代建築物が多くあることは認識しております。ここでは、登録文化財に登録されているものなどを例示しており、価値ある建築物については、今後も把握調査を進め、保存・活用の措置を進めていきます。	原案のとおりとする。	
21	2章	53	(6)名勝地	中頃で堤防の桜並木が紹介されているが、国道筋の並木同様、昭和40年代に植樹されたのではないか。貴重なものだが歴史遺産になるかどうか疑問です。せめて経緯を記載すべきではないか。	地域計画では、概ね50年を経過したもので「地域で大切にしていきたい、将来に受け継ぎたい」と市民からアンケート調査などであげられてきたものは「歴史資産」と考えています。そのため、桜並木も記載しています。	原案のとおりとする。	
22	2章	53	下から1行	数字の表記が出鱈目。	数値は、丹南町史の記述を基にしています。	原案のとおりとする。	
23	3章	57	(2)みち	軽便鉄道は軍隊設置に合わせて整備されたものか。鐘が坂トンネルは柏原との交通だけでないのか。氷上郡とする方がいい。なお、京街道という名称が各所に出てくるのは結構だが、市は西京街道という名称も使っている。たとえばP81。	軽便鉄道、鐘が坂トンネルに関わる点については、文献を再検証した上で表現を再考します。なお、「西京街道」は既存の事業名として用いている場合のみ使用しています。	意見を参考にし、修正する。	(2)みち ・「軍隊設置にあわせて」→「大正時代に」 ・「柏原との」→「氷上郡との」
24	3章	59	表3-1 01 篠山	「みち風景」篠山藩政時代 とあるが江戸時代がいい。教育を重んじた篠山藩主とあるが、藩校設立はほとんどの大名が行ったことである。また次項に中心機能が挙げられているが、郵便局、中学校、警察署、電話局、病院、劇場・映画館など例示するのが理解を助けるのではないか。	ここでは、篠山地区の特徴を強調するため、江戸時代という一般名詞ではなく、「篠山藩政時代」という用語を用いています。また、中心機能を説明するために例示している施設は数多くありますが、特に近代以降の行政、経済の中心地であることを示すために裁判所などを記載しています。	原案のとおりとする。	
25	3章	60	表3-1 04 城北	04城北 地名の由来は各地の例を見ても明治以降ではないか。	資料などを再検証した上で文章表現を再考します。	意見を参考にし、修正する。	04城北 ・「以降当地は」を削除
26	3章	60	表3-1 04 城北	牡丹鍋の発祥。これも都市伝説ではないか。	本市では、牡丹鍋について、産業振興や観光振興を図る上で、記載している物語を発祥の由来としております。なお、「されている」と伝承であることを示しています。	原案のとおりとする。	

No.	章	頁	行・見出等	意見の概要	市の考え方	対応	対応の内容
27	5章	92	5行	「本市特有の日本の原風景」は論旨が不明確で、説明が舌足らずではないか。中世荘園の実像は研究が進むにつれて変わってきているし、本市だけが日本の原風景を受け継いでいるというのも独断だろう。第一、城下町篠山は近世都市であって、荘園とはかかわりが薄い。	「本市特有の日本の原風景」については、56ページで本市の城下町、街道集落、農村集落が有機的に関連しながら成立してきたという特徴を踏まえ、説明しています。当該頁ではこの前段の説明を受けているため、簡単に記載しています。	原案のとおりとする。	
28	第5章	92	下から5行	文化財の保存・活用を進めていく上で、市民の歴史資産に対する興味関心を高めている方策が必要である。歴史資産の保存・活用が市民にとってどういうメリットがあるのか、基本理念に記載されている「地域の活性化ならびに持続的な発展」の明確なビジョンを示すべき。	基本方針のひとつとして「豊かなまちづくりにつながる「歴史資産」の活用を積極的に展開する」を掲げ、「地域の活性化ならびに持続的な発展」を実現することとしています。その中で市民の皆様の興味・関心を高めることのできる取組の推進に努めます。	原案のとおりとする。	
29	5章	94	下から8行	市立歴史施設4館で所蔵する資料を適切保存するためには、専門職員の確保が必要。	事業⑨「「歴史資産」の調査研究に係る専門的人材の確保」の中で、専門職員の拡充を目指しています。	原案のとおりとする。	
30	5章	96	表5-2⑪未指定の「歴史資産」の調査・研究	発掘調査の遺物や、歴史文化施設4館に所蔵される美術工芸品などの調査・研究が必要ではないか。	基本方針の2で「「歴史資産」の調査・研究を推進し、まちの魅力を発見する」としています。また、事業⑩「調査研究拠点施設の整備」で考古資料等の美術工芸品も含め、調査・研究機能の拡充を進めていくとしています。	原案のとおりとする。	
31	5章	97	表5-3⑬祭礼継承事業への支援	補助内容の拡大が必要ではないか。	本市ではこれまでも祭礼継承事業に支援を行っています。補助内容の拡大については今後の検討課題とします。	原案のとおりとするが、意見参考に取り組み。	
32	5章	99	⑭（仮称）「ささやまオープンミュージアムデー」の設定	丹波篠山市に居住・通学する小中高生が常時無料で入館できる制度を作してほしい。	本地域計画では次世代を担う子どもたちの育成が重要と考えています。現状、歴史施設4館は市内小中学生を無料としており、市外の小中学生もココロカードやのびのびパスポートの提示を条件に無料としています。高校生の無料対応については今後の検討課題とします。	原案のとおりとするが、意見参考に取り組み。	

No.	章	頁	行・見出等	意見の概要	市の考え方	対応	対応の内容
33	5章	100	表5-6④歴史文化を解説する動画チャンネル開設	地域に伝わる民謡・踊り・昔話・言い伝え・祭りの記録や保護が必要。	事業⑧で「指定等文化財の詳細調査・記録作成」をあげ、事業⑩で「未指定の「歴史資産」の調査・研究」を挙げており、これらの事業の中で地域に伝わる様々な無形の民俗文化財の記録・保護を進めるよう努めます。	原案のとおりとする。	
34	5章	105	3行	安間家史料館が「資料館」になっている。	「安間家史料館」が正しい表記ですので、修正します。	誤りがあったため、修正する。	・「安間家資料館」→「安間家史料館」